

おんが

発行所 場 遠賀町役場
 編集発行 課 遠賀町庶務課
 印刷所 社 冷牟田印刷合資会社

町助役に小川泰氏（前収入役）

収入役に太田 悟氏を選任

選管委員も改選

9月30日前助役有吉寿氏の任期満了に伴い、新たに助役選任のため、10月9日第五回臨時議会が召集され、小川町長から助役に小川泰氏（町収入役）の選任同意が求められ、更に収入役に太田悟氏（住民課長）の選任同意を求め、その結果町議会は、それぞれ賛成多数で原案通り可決同意しましたので、10月10日付で、小川泰氏が助役に、太田悟氏が収入役に選任されました。

なお、任期はこれも昭和46年9月までの四ヶ年となっています。次に9年30日をもって全責任期満了の遠賀町選挙管理委員会委員の選任については、去る9月26日

のとおりで、委員 鶴田義人（再選）今古賀小野藤右五郎（再選）若松

高崎利雄（再選）木守 吉田 晃（再選）千代丸 補充員第一順位 石橋多七 広渡 第二〇 大場 保 島津 第三〇 田代秋穂 虫生津 第四〇 柴田 徳 松ノ本

協力ありがとうございました

第三回町民体育祭盛會に終幕

秋晴れの十月十日（国民体育の日）に第三回町民体育祭は遠賀中学校グラウンドにおいてははなばなしく挙行されました。老も若きも幼きも全てを忘れて楽しい体育の集いでした。

成績について 三年目にして紅組（島門校区）雪辱をなしとげ次のスコアをもって優勝しました。

- 紅組 一三三點 白組 一一五點
- 一、小中学生リレー（男子） 優勝 島門校区B
- 二、小中学生リレー（女子） 優勝 今古賀 尾崎 別府
- 三、婦人会リレー 優勝 浅木校区C 浅木 老良
- 四、青年リレー（女子） 優勝 虫生津支部
- 五、青年リレー（男子） 優勝 木守
- 優勝 優勝 木守

教育委員会

だより!!

※遠賀町教育委員会委員の選任かねて欠員であった、町教育委員会委員が九月の町議会で承認を受けて十月一日付で就任されました。

遠賀町大字今古賀二七〇番地 村田 温 遠賀町大字虫生津五六六番地 細手 勉

※浅木小学校環境緑化優秀校とし

昭和四十二年度稲作近代運動 (四)

秋ウンカ一部に被害

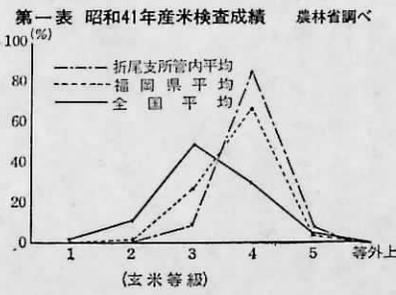
刈取は適期励行しよう

今年の稲作は好天候のもとに、病虫害の防除、施肥、水管理など適切な処置で順調な生育をしておりましたが、一部に干ばつと潮風害の被害を受けましたことは洵に残念に堪えません。

あと半月余で稲の取り入れに入るわけですが、秋ウンカによる坪枯れ現象も見受けられます。また乾田地帯は落水後も数日毎に走り水の必要がありますから最後まで万全を期して頂きますようお願いいたします。なお今回は刈取期について申し述べてみましょう。

1、登熟 一般に登熟日数は出穂後の気温および日照に左右され、登熟に要する積算平均気温は九〇〇—、〇〇〇度（C）と考えられています。

また出穂始めより一五日間は昼温二九度（C）、夜温一九度（C）、平均二四度（C）、その後の一五日間は昼温二六度、



夜温一六度、平均二二度が最適温で、養分転流は二—二五度（C）附近といわれています。従って今年の気温は夜間若干冷え込みがありましたが、平均温度を十分上廻っていると考えられますので登熟は決して悪くない見込みです。

「寄附御礼」
 次の方から町社会福祉協会に對して、ご寄附をいただきました。厚くお礼申し上げますとともに、つつしんで故人のご冥福をお祈りします。
 一金 志封
 故織田博子様香典返しとして 別府 織田武彦殿
 て表彰さる。

自立経営農家の姿 (その一)

農業基本法設定の一つの柱として、自立経営農家の育成が称えられてい大分たった。

統計だより

自立経営農家は、農業だけで他産業就業世帯と同じ所得をあげ、同水準の生活を営むことが出来る農家を想定したもので

(3)生産費も農具費、労働費がかなり大巾に増加し、その他の経費増も予想される。
(4)四〇年の福岡県平均一〇アール労働時間は一二五時間であるが、機械化等による省力ができ、九五時間とした。
(Ⅰ)田作と半促成きゅうり作

日本経済の高度成長による他産業者の所得の増加に応じた農家の所得の伸びも考えられる。従って固定的な農家を想定することはむづかしいが、ある年次において他産業従事者との釣合った農業経営を仮設することは出来る。

水稲作一七〇アール、半促成きゅうり作三〇アール
(1)水稲作の条件(Ⅰ)水稲単作と同じ。
(2)きゅうりは四〜六月収穫の大型ハウスを想定す。すなわち一〇アール当収量五三〇〇〇kg単価七〇円とし、生産費一八万五、〇〇〇円、うち自家労働費一三万六、〇〇〇円、労働時間七五〇時間として算出した。

(Ⅰ)水稲単作
水稲作三三〇アール
(1)四五年の自立経営農家の一〇アール当収量を千・〇俵とした。
(2)米価は過去の上昇率より一俵当八、一五円と推定した。

農林省福岡統計調査事務所
北九州豊前地区統計調整官
金子彦二

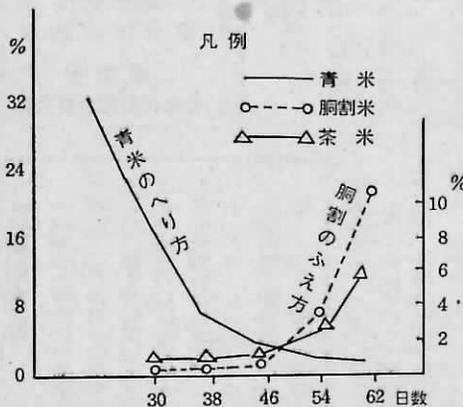
所得構成と生産性の予想

区分	10アール当			総面積当
	収量	単価	金額	
粗収益(A)	9.0俵	8,515円	76,635円	252.9万円
経営費(B)	/	/	42,757	141.1
うち家族労働費(C)	/	/	20,793	68.6
所得(D)	/	/	54,671	180.4
(A)-(B)+(C)	/	/	/	/
労働時間(E)	/	/	95時	3,135時
労働生産性(1日8時間当)	(D)/(E)×8時間	/	/	4,600円
所得率	(D)/(A)	/	/	71.3%

所得構成と生産性の予想

作目	粗収益	経営費	うち家族労働費	所得	労働時間	生産性
	万円	万円	万円	万円	時	円
水稲	130.3	72.7	35.3	92.9	1,615	4,600
きゅうり	111.3	55.5	37.7	93.5	2,250	3,320
計	241.6	128.2	73.0	186.4	3,865	3,860

第三表 青米・胴割・茶米の関係

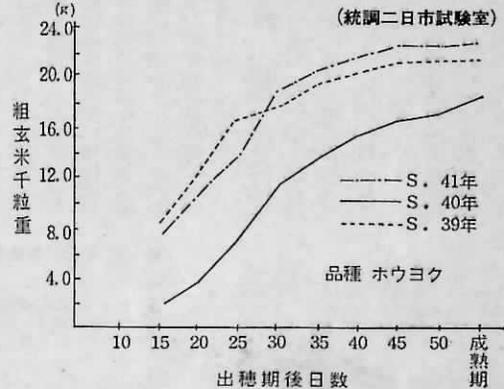


2、刈取期の決定
第二表に示しておりますように年次によって若干刈取期が異なっております。それは前記に述べましたように、日照と気温の差及び品種間にも相異があるからです。一般に刈取期が早すぎると青米が多く米の縦溝が深く粒も細かくなり、品質を害し収量も少なくなります。
おそすぎると米の糖層をまじ、色沢が悪く、胴割米が多くなり脱粒等による損失も増大します。従って刈取期は青米、細米が減じ、胴割や茶米の多くなる時期(第三表参照)が刈取適期といえましょう。



また施肥量との関係については、少肥区は成熟後日数を経過するほど減収率が高く、多肥区は成熟後十日位までほぼ横這い状態となります。
次に病虫害との関係ですが、秋ウンカ、メイ虫あるいはイモ子病や白葉枯病など被害が発生すれば品質をそこなうほか収量が激減しますから特に注意を要する必要があります。

(第二表) 出穂後の日数と玄米重の関係



窓口だより

かねてご承知のことと思いますが本年11月10日より住民登録法が廃止され新たに住民基本台帳法が制定され従来の取扱いが左記のとおり変って来ましたのでお知らせします。

記

一、転出、入について

転出については従来通り区長を通過して、役場に來られるのは変わりませんが移動届の新様式は必ず本人か世帯主が記入押印して届出をする事になります。

二、転入については

前住所地の市区町村長に届出た移動届を持って役場に來られ新たに当町転入の移動届に本人もしくは世帯主が所要の記載をしたのち押印して提出しなければなりません。

一、届出期間について

転入は住所を定めた日から必ず十四日以内に届出をしなければなりません。もし十四日を経過しますと左に掲げる様に罰則の適用を受けます。

適用を受けます。

罰則

第四十三条
吏員の質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十四条

届出に關し虚偽の届出をした者は、二千元以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 正当な理由がなく規定による届出をしない者は、二千元以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料の裁判は簡易裁判所がする。

以上のように今度の基本台帳法は自治省の管轄に属し罰則の適用が強化され罰金刑と過料刑の金額が増大したので充分ご注意の上届出期間(転入、転居、世帯主の変更等十四日以内)を厳守されるようお知らせいたします。

水道の現況お知らせとご協力について

ご協力について

九州地方は異常な日照りが続き、今夏も再び水不足となり街も田もカラカラで、深刻な地方も見られます。本町水道はご存知の如く、中間市よりの分水を受けているのですが、主水源遠賀川も河床が出るほど減水しこの集水と中底井野の三菱池からの取水で、水道水の確保にとめ、町民の方には不自由をかけた様懸命の努力をしています。原水状況が極端に悪化しましたときは別途お知らせし、ご協力をお願いする予定です。が、節水については十分ご協力下さい。

軍人の加算恩給の請求はすみましたか

次のような経歴をもっている方(本人が死亡したときは遺族)でまだ恩給の請求をしていない方は早く履歴申立書(市町村にある)を出してください。
43年9月30日までに請求されな

いと時効になる方があります。国家公務員、県職員、教職員、警察職員等に就職してある方は、請求できません。

公共企業体職員、市町村職員に就職してある方で、軍人恩給を放棄してある方は請求できません。
(1)軍人の実在職年+加算年≧12年以上(下士官以上) 13年以上(準士官以上)
(2)軍人の実在職年+加算年が12年(13年)より少なく、軍人退職前の恩給公務員期間を加えると

1 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
この法律は、昭和42年4月1日から適用されるもので一言にして要約すれば、いわゆる1人息子(または孫)を戦病死させその戦没者の他には誰も子(孫)がない父母または祖父母に対して今回特別給付金を支給しようとするものであります。

戦没者の老父母特別給付金(新) 戦傷病者数の特別給付金(改正)

子等をもっているというような場合、これをとがめることなく特別給付金を支給するということがあります。したがって非該当となる場合は戦没者の死亡後、自然血族による所謂妻子、孫が出生したときのみが不可ということになります。
以上の条件に該当する父母または祖父母のうち、その一人に対して特別給付金として10万円の無利子国債(5年償還)を支給するものであります。この法律の時効が3ケ年となっている関係上市町村役場に早や目に相談のうえ請求手続きをしてください。

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付支給法

本改正法は、昭和42年4月1日から適用されるものであるが、制定法では昭和38年4月1日現在の戦傷病者等の不具魔疾の程度が特別項症から第5項症までとなっているが、これを今回の改正で次の程度まで拡大された(時効3年間) 記

- 増加恩給受給者(恩給法) 第6項症及び第7項症
- 同左程度に該当する一時金(傷病賜金、障害一時金)の受給者
- 同左程度に該当する旧令共済組合等の関係年金の受給者

これを平易に換言すれば、戦没者の死亡によりその死亡当時、他に妻子(孫)は勿論のこと養子等子と称する者が一人もいなくかつその後においては妻子、孫も生れないので後継者という見地から養

知っておきたい税の知識 ⑤

本月は所得税、住民税の扶養親族の該当範囲などについてお知らせします。

①改正された扶養親族控除の範囲について

控除の対象となる配偶者及び扶養親族は、その年分の合計所得金額が五万円以下であることが一つの要件とされてきましたが、この所得限度の要件が緩和され、所得者と生計を一にする配偶者またはその他の親族で次に掲げる人は控除の対象者に該当することとなりました。

イ、所得金額のない人
ロ、その所得の全部が自己の勤労に基づいて得た事業所得（農業か商業等）、給与所得、退職所得または雑所得（以下「給与所得等」という）でその合計所得金額が十万円以下である者。

ハ、その所得の全部が自己の勤労に基づかないいわゆる資産所得（不動産、配当所得等）で、その合計所得金額が五万円以下（その人に給与所得金額等がある場合には、所得金額のうち給与所得等の金額の二分の一に相当する金額とその他の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額との合計額が五万円以下、例えば、給与所得が二万円ある場合には給与の六万円の二分の一の三万円と配当の二万円では五万円以下となるため、この場合は扶養親族に該当します）である人。

②給与所得者の所得税の所得控除の申告について

給与所得者は、毎年12月に所得税の年末調整が行われますの

「告書」
所得者本人だけでなく同一生計を営む親族の生命保険料、国民年金等を支払った場合も該当します。

③退職所得控除額の引上げ

昭和42年1月1日以降支払の退職金から退職所得控除額が大巾に引上げられ勤続年数の永い人ほど優利になりました。

また、退職金に係る住民税の税率は42年度分から全国一律になりました。

④田畑の耕作面積及び所有大農機具の異動届出について

このことについては、町報九月号に詳しくお知らせしました通り本年中に増減の異動があった方は、早めに申告して下さい。

行政相談、人権相談の

合同相談開設のお知らせ

行政管理庁では、来る10月16日から22日までの一週間を「行政相談週間」と定め、全国的に行政相談に関する各般の行事を実施することになりました。

連賀町では、この行事の一環として次の通り巡回行政相談を実施します。なおこの機会に「人権相談」を併せて開設しますので、行政問題での苦情や、人権問題での悩みごと等のある方は、どうぞ遠慮なく相談なさるようおすすめます。

老人検診のおしらせ

老人福祉法に基づき、次のとおり老人検診を実施しますので、健康であると思われる方でも是非受診ください。

記

資格者 満六五才以上の方に限る
六四才以上の方は、成人病検診で受診のこと

検診料 無料
日時及び場所

10月23日 島門小学校養護室、
島津、若松、鬼津、尾崎、松ノ木、道管

記

- 一、行政 人権合同相談開設
- 二、日時 昭和42年10月19日
午前9時～午後4時
- 三、場所 連賀町公民館別館
- 四、相談員
○行政相談 高崎博愛氏
行政相談委員 藤井事務官
九州管区行政監察局
○人権相談 柴田 勇氏
人権擁護委員 矢野定岳氏
小倉法務局 清水総務課長

10月26日 浅木小学校講堂、浅木校区各部落
10月27日 連賀町公民館本館、別府、今古賀、千代丸、連賀川、旧停、広渡

受付時間

各会場共 午後一時半～三時
※三会場を部落割当てしていますが都合の悪い方はどの会場でも結構ですから受診下さい。

なお一般検診の結果、精密検査を要する方については、後日更に無料で行ないます。

秋の交通安全福岡県民運動

—10月22日～10月31日—

福岡県では、人命尊重の見地から交通事故防止の徹底とくに歩行者の交通事故の絶滅を目標として、県民に対し交通安全思想の周知徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけるとともに、道路交通環境の整備改善を促進することを目的として、「秋の交通安全福岡県民運動」を実施することになりましたので、交通事故の多い明るい町づくりのために、町民各位のご協力をお願いします。

- 一、実施期間 10月21日～31日まで 10日間
- 二、実施事項
 - (1)歩行者の正しい横断の励行及び横断歩道における保護の徹底
 - (2)通学通園路及び踏切道における安全の確保
 - (3)土砂等を運搬する大型自動車の安全確保
 - (4)家用自動車の安全運転の確保
 - (5)自動二輪車、原動機付自転車の安全運転の確保
 - (6)自動車の適正な運行管理及び安全運転の確保
 - (7)車輛の完全整備の励行
 - (8)道路交通環境の整備改善
 - (9)交通事故被害者に対する相談活動の積極化

- 三、スローガン
 - アツ危い そのスピードが死を招く
 - 一秒待つ 心のゆとりが身を守る
 - とび出すな 車は急に止まれない